

Q 9. 金銭的トラブルについて相談できる場所はありますか。

1 民事手続の相談

民事訴訟において、請求が認められるためには、それぞれの請求に応じて決められた要件を証拠によって証明することが必要になります。例えば、詐欺を理由として法律行為を取り消すためには、取消しを主張する者がだまされたことなどを証明しなければなりません。このように金銭的トラブルに関する法律上の対応方法は、個別具体的な事実によって変わります。「法テラス」（日本司法支援センター）等、以下に掲げた窓口にご相談してください。

○ [法テラス・サポートダイヤル](#) 電話番号：０５７０－０７８３７４

問合せ内容に応じて、法制度に関する情報や、関係機関・団体（地方公共団体・弁護士会等）の相談窓口を紹介しています。

さらに、経済的に余裕がなく、一定の条件を満たした場合には、法テラスにおいて、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを受けることもできます。

（受付時間）

平日 9：00～21：00、土曜 9：00～17：00

（相談方法）

電話、メール

○ [消費者ホットライン](#) 電話番号：１８８

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口を御案内いたします。

消費生活相談窓口では、契約に関する専門知識などを持った相談員が問題解決に向けたアドバイスをします。必要に応じて弁護士や専門機関などを紹介したり、事業者との間に立ってあっせん（※）などを行います。

（※）あっせん：消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

（受付時間）

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

（相談方法）

電話

2 刑事手続等の相談

刑事手続を始め、警察に何らかの措置を求める場合は、以下の相談窓口にご相談ください。

談してください。

○ 警察相談専用電話 電話番号：#9110（シャープきゅういちいちまる）

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

警察に何らかの措置を求める場合の相談を承っています。

受け付ける相談の内容は、金銭的トラブルに限りません。

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じ、関係する部署が連携して、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じます。

「#9110」番にかけられた電話は、発信地を管轄する警察本部等の相談総合窓口に接続されます。

（受付時間）

各都道府県警察における相談窓口の受付時間。

また、土日祝日及び夜間（相談窓口の受付時間外）においては、「当直」又は「音声案内」により対応しています。

（相談方法）

電話又は対面

なお、これらの相談窓口は、相互に連携していますので、窓口迷うときや複数のお悩みがある場合には、いずれの窓口にも御相談いただいても構いません。お気軽に御相談ください。